

第59回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和4年6月24日(火) 午後1時28分から午後2時45分

開催場所 姫路市役所 10階 第三会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1	福永利一	出席		
2	松尾富昭	出席		
3	福岡溜	出席		
4	中塚良幸	出席		
5	田摩仁志	出席		
6	田口繁克	出席		
7	尾川和男	出席		
8	三木輝男	出席	○	
9	田中博	出席	○	
10	飯塚祐樹	欠席		
11	萩原和好	出席		
12	高濱宏章	出席		
13	岡本富博	出席		
14	宮下裕光	出席		
15	橋本静枝	出席		
16	小林忠明	出席		
17	青田誠	出席		会長職務代理者
18	大塚正稔	出席		会長職務代理者
19	岸本英夫	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 4名

傍聴人 0名

議事内容

議案第1号	農地確認及び非農地確認について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について
追加議案	姫路市農地利用最適化推進委員の辞任について
報告第1号	農地法第3条の規定による許可申請等に係る事情聴取について
報告第2号	農地法第4条の規定による届出の専決について
報告第3号	農地法第5条の規定による届出の専決について
報告第4号	合意による解約等の通知について
報告第5号	県許可案件の許可状況について
報告第6号	令和5年度 農林関係税制改正に関する要望について

(令和4年5月24日 午後1時28分)

議 長 予定の方が揃われませんでしたので、只今から、第59回総会を開催致します。

【 議 長 挨拶 】

現在の出席者数は、農業委員19名中18名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。なお、飯塚祐樹委員より欠席の連絡を頂いております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただきます。よろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を三木委員と田中委員にお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしく願いします。

まず、議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号(P1)を説明する。
〔農地確認及び非農地確認について〕

この度は、非農地確認の申請が4件提出されております。
いずれも調整区域の案件となっております。

1番です。

木場の畑3筆計213㎡につきまして、夢前町筋野の■■■■より「平成10年以前より、原野となっている」との申請です。

2番です。

林田町中構の田2筆計1,425㎡につきまして、林田町中構の■■■■より「平成11年より、工場敷地の一部として利用している」との申請です。

3番です。

飾東町豊国の畑204㎡につきまして、白国五丁目の■■■■より「昭和24年から、住宅敷地の一部として利用している」との申請です。

4番です。

山田町南山田の田138㎡につきまして、東辻井一丁目の■■■■より

「平成8年以前から、車庫用地として利用している」との申請です。
現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員より「適当である」との意見を頂いております。
各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。
以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

各 委 員

……

議 長

いずれも、現況が20年以上農地でなくなっていることが確認されております。
それでは、議案第1号について、承認とすることでよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、議案第1号は承認と致します。
次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

〔農地法第3条の規定による許可申請について〕
議案第2号（P2～P5）を説明する。

説明に入ります前に資料の一部訂正をお願いいたします。

9番の案件でございますが、耕作面積の許可後の面積4,260㎡を、4,206㎡に修正をお願いします。

次に、11番の案件でございますが、申請者から取下げがありましたので、申請地のうち、地番470番について、削除をお願いいたします。また、これに伴い、耕作面積の許可後の面積4,611㎡を、4,375㎡に修正をお願いします。

農地法第3条の規定による許可申請について、この度は17件提出されております。

1番から4番は現在耕作面積0㎡の方の案件、5番6番は今回許可されると下限面積を超える方の案件、7番以降が既に下限面積を超えている方の案件となっております。1番2番7番9番10番、そして15番から17番が調整区域の案件、3番4番、そして11番から14番が都市計画区域外の案件、5番8番8番が市街化区域の案件となっております。申請地は、17番は「貸付地」ですが譲受人の耕作地であり、その他はいずれも譲渡人・貸人の「自作地」で、譲受人・借人は、11番が「法人」となっております外は、いずれも「個人」となっております。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれも現在耕作されている農地に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保されております。「通作距離」につきましては、3番4番が約1.7kmであるほかは、いずれも1.6km以内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。

1番2番です。

林田町下構の[]が、林田町下構の田2筆計1,896㎡につきましては、辻井四丁目の[]より「購入したい」との所有権移転の申請と、林田

町下橋の田1, 179㎡につきましては、林田町下橋の [] より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されますと、 [] の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000㎡を超える3,075㎡になる予定です。作付作物は、「水稻」となっております。

なおこの案件、 [] の現在の耕作面積が0㎡であり、北西部地区農政協議会では「新規農家に該当するため事情聴取をするように」との意見となっております。

3番4番です。

新在家本町六丁目の [] が、夢前町前之庄の田4筆計3,599㎡につきまして、大阪市の [] より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 [] の耕作面積は、都市計画区域外の下限面積3,000㎡を超える3,599㎡になる予定です。作付作物は「大豆等」となっております。

なおこの案件、 [] の現在の耕作面積が0㎡であり、北西部地区農政協議会では「新規農家に該当するため事情聴取をするように」との意見となっております。

5番8番です。

下手野四丁目の [] が、下手野四丁目の田2筆計380㎡につきましては、下手野二丁目の [] と「交換したい」との所有権移転の申請と、下手野四丁目の田2筆計892㎡につきましては、 [] より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されますと、 [] の耕作面積は、市街化区域の下限面積1,000㎡を超える1,436㎡になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

7番です。

奥山の田112㎡につきまして、奥山の [] が、奥山の [] より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 [] の耕作面積は4,091㎡になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

8番です。

大津区天満の畑112㎡につきまして、大津区天満の [] が、大津区天神町一丁目の [] より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、後藤さんの耕作面積は5,355㎡になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

9番です。

書写の田833㎡につきまして、書写の [] が、書写の [] より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 [] の耕作面積は4,205㎡になる予定です。作付作物は「野菜等」となっております。

10番です。

打越の田79㎡につきまして、打越の [] が、実法寺の [] より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 [] の耕作面積は4,694㎡になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

11番です。

夢前町高長の畑727㎡につきまして、農地所有適格法人である [] が、神戸市の [] より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 [] の耕作面積は4,375㎡になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

12番です。

夢前町高長の田、畑3筆計1,939㎡につきまして、夢前町神種の [] が、揖保郡太子町の [] より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 [] の耕作面積は8,177㎡になる予定です。作付作物は「水稻、大豆等」となっております。

13番です。

夢前町菅生潤の田2筆計1, 122㎡につきまして、夢前町菅生潤の [] が、神戸市の [] より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 [] の耕作面積は4,946㎡になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

14番です。

安富町末広の田480㎡につきまして、安富町末広の [] が、安富町末広の [] より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 [] の耕作面積は3,628㎡になる予定です。作付作物は「柚子」となっております。

15番です。

別所町北宿の田627㎡につきまして、別所町北宿の [] が、別所町北宿の [] より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 [] の耕作面積は4,188㎡になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

16番です。

飾東町佐良和の田9筆計4, 771㎡につきまして、飾東町佐良和の [] が、飾東町佐良和の [] より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 [] の耕作面積は88,892㎡になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

17番です。

船津町の田3, 029㎡につきまして、加西市の [] が、船津町の [] より「購入したい」との所有権移転の申請です。申請地は、 [] の現在耕作地であるため、耕作面積に変動はありません。作付作物は「水稻」となっております。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

何か、ご意見ご質問等ございますか。また、報告や補足説明等ございますか。

各委員

・・・。

議長

1番と2番、3番と4番の案件ですが、耕作面積0㎡からということで、地区農政協議会の新規農家として事情聴取が必要との意見を踏まえ、この2件事情聴取を行う、ということではよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、6月1日に来ていただきまして、事情聴取を行いたいと思います。

その他、なにかございますか。

各委員

・・・。

議長

なければ、總會規定に基づき、採決します。許可相当と判断される方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手をいただきましたので、許可相当といたします。

それでは、次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」につい

事務局

て、事務局より説明をお願いします。

議案第3号(P6)を説明する。
〔農地法第4条の規定による許可申請について〕
〔農地法施行規則第29条第1号の確認について〕

農地法第4条の規定による許可申請について、この度は、1件の申請が提出されております。

調整区域の香寺町溝口の田2筆計135㎡につきまして、香寺町溝口の[]より「露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の「農地区分」は、「公共施設であるJR溝口駅から至近距離」である第3種農地に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、自家用車3台分の露天駐車場として利用する計画となっておりますが、現況はすでに転用済となっております。今後造成工事を行わないものとなっております。なお、このことにつきまして始末書が添付されております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

続きまして、農地法施行規則第29条第1号の確認について、ご説明いたします。

200㎡未満の農地を農業用倉庫などの農業用施設用地に利用する場合は、農地法第4条の規定による県知事の転用許可が不要となっておりますが、これに該当することの確認願が2件提出されております。

どちらも調整区域の案件となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

書写の田833㎡のうち55㎡につきまして、書写の[]より「農業用倉庫として利用したい」との確認申請です。「申請地の農地区分」は、住宅等が連たんする区域に近接且つ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、農業用倉庫2棟として利用する計画ですが、すでに建築され利用されております。

2番です。

豊富町神谷の田2, 881㎡のうち199㎡につきまして、豊富町神谷の[]より「農作業場として、一時的に利用したい」との確認申請です。申請地の農地区分は「農用地区域内農地」となっておりますので、当該転用による姫路市農業振興地域整備計画上の支障の有無について市農政総務課へ意見を求めたところ、「支障なし。ただし、一時利用の必要がなくなった場合は、直ちに原状回復すること」との回答を得ております。「事業内容」につきましては、農作業用コンテナの設置及び農作業場とする計画となっております。現況は「畑」となっております。

どちらの案件も、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございました。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

各委員

.....

議長

ないようですので、議案第4号について、採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手を確認しましたので、「農地法第4条の規定による許可申請」については許可相当、「農地法施行規則第29条第1号の確認」については確認とします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号(P7~P8)を説明する。
〔農地法第5条の規定による許可申請について〕

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は、7件の申請が提出されております。

2番が都市計画区域外の案件であるほかは、いずれも調整区域の案件となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

書写の田1, 027㎡につきまして、書写の[]が、書写の[]より「譲り受けて、露天駐車場、露天駐輪場にしたい」との転用の申請です。申請地の「農地区分」は、「住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満」である第2種農地に該当すると考えており、「代替地の有無」につきましては「他に専業目的に適した代替地はない」となっております。「事業内容」につきましては、25台分の露天駐車場と36㎡の露天駐輪場を設ける計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「自己資金」、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、露天駐車場造成工事に伴う道路橋設置のための「道路占用許可済」となっております。現況は、一部に農業用倉庫が建てられており、このことにつきまして始末者が添付されております。

なおこの案件、転用面積が1,000㎡を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「特に問題は無く、許可相当である」との意見となっております。

2番です。

夢前町前之庄の田、畑4筆計1,069㎡につきまして、夢前町前之庄の[]が、香寺町久畑の[]より「譲り受けて、工場にしたい」との転用の申請です。申請地の「農地区分」は、「その他の農地」である第2種農地に該当すると考えており、「代替地の有無」につきましては「他に専業目的に適した代替地はない」となっております。「事業内容」につきましては、隣接山林や雑種地を含め8,500㎡を事業面積とし、延べ床面積2,301.95㎡の工場を建築する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては「自己資金」、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては開発条例に基づく事業計画申請が手続き中(1ha未満のため、開発許可不要見込み)、現況は「畑」となっております。

なおこの案件、転用面積が1,000㎡を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施しており、現地調査班の意見としましては、「許可相当である」との意見となっております。

3番です。

御国野町深志野の田3筆計1,236㎡につきまして、御国野町深志野の[]

が、御国野町深志野の [] より「譲り受けて、露天資材置場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「既存施設の2分の1以下の拡張」に該当するものとして申請されております。「代替地の有無」に関しましては、他に事業目的に適した代替地はないとなっております。「事業内容」につきましては、手狭になってきた資材置場を拡張し、生花等の園芸品を置くための露天資材置場として利用する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金、現況は「休耕田」となっております。

なおこの案件、転用面積が1,000㎡を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただき、現地調査班の意見は、「特に問題は無く、許可相当である」との意見となっております。

4番です。

御国野町深志野の田489㎡につきまして、御国野町深志野の [] が、愛知県東海市の [] より「譲り受けて、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の「農地区分」は、「住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満」である第2種農地に該当すると考えており、「代替地の有無」につきましては「他に事業目的に適した代替地はない」となっております。「事業内容」につきましては、以前より、自宅敷地に駐車スペースが無く困っていたが、自宅の隣接地を売却してもらえたことになったため、家族及び来客者用駐車場として利用する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、現況は「田」となっております。

5番6番です。

船津町の田3筆計1,720㎡につきまして、神戸市の [] が、船津町の [] より「譲り受けて、露天資材置場、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「既存施設の2分の1以下の拡張」に該当するものとして申請されております。「代替地の有無」に関しましては、他に事業目的に適した代替地はないとなっております。「事業内容」につきましては、事業拡大に伴い、手狭になっている既存の資材置場を拡張し、砕石や工事用車両を置くための露天資材置場及び露天駐車場にする計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金、現況は「休耕田」となっております。

7番です。

香寺町田野の田279㎡につきまして、阿保乙の [] が、父である香寺町田野の [] より「使用貸借権で借り受けて、一般住宅を建てたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「集落に接続して設置される日常生活上必要な施設」に該当するものとして申請されております。「代替地の有無」に関しましては、他に事業目的に適した代替地はないとなっております。「事業内容」につきましては、延床面積162.30㎡の住宅を建築し、車1台分の露天駐車場を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては融資、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可が申請済となっております。現況は「畑」となっております。

いずれの案件も、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有り難うございます。

1番、2番、3番、5番と6番について、転用面積が1,000㎡を超えていますので、本日午前中に現地調査班が現地調査を実施しました。メンバーの岡本委員から、現地調査の概要報告をお願いします。

岡本委員

報告します。

1番、3番、5番と6番の案件については、隣接の事業所が敷地を拡張して使用するというので、問題はないかと思えます。

2番は、新たに工場を建設するという話ですが、場所が県道三木山崎線に沿っていて接道はいいです。事業面積は山林や雑種地を含めて8,500㎡となっており、地面を均すのに山を相当削ったりするのが大変そうでありました。農地の部分は1,069㎡ですが、山林や県道に囲まれた位置にあり、現地調査班としては特に問題はないとの意見となりました。

議長

有難うございました。なにか、ご意見等はございませんか。

橋本委員

2番の案件ですが、現在福崎の工業団地の方で仕事をされていて、主に部品製造を請け負ったり、ジェットコースターのメンテナンスをするのに、長い建物が欲しい、ということで土地を探されて、夢前のインターから近くて便がよく、向かいの南側に大きな土地があってこちらも検討されたそうですが、条件が折り合わず、その北側ということで、こちらには廃業した喫茶店があり地元としても措置に困っていたところだったんですが、私も自治会長に話を聞きに行ったりして、聞けば県道沿いに雨水があふれ困っていたところ、側溝も全部します、ということで、地元として調整できている部分もあるようでした。

議長

詳細な報告をありがとうございました。ほかに、なにかございますか。

各委員

・・・

議長

ないようですので、議案第4号について、採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手を確認したので、「農地法第5条の規定による許可申請」については許可相当とします。

今回は追加議案があります。事務局、説明をお願いします。

事務局

追加議案第5号を説明する。

〔姫路市農地利用最適化推進委員の辞任について〕

姫路市農地利用最適化推進委員の辞任についてでございます。

中南部地区の佐藤日出男委員から、令和4年5月16日付けで、長期療養のため辞任したい旨の届出がありました。

佐藤委員におかれては、3月末より長期で入院されていた経緯もあり、事務局としては、委員活動を継続することは難しいと考えております。

なお、佐藤委員の後任については、任期の残りが1年程度であることから、後任の選任はしないこととし、佐藤委員の担当区域の余部地区については、同地区の担当であります農業委員の高濱委員に現地調査等をお願いできればと考えております。

以上、よろしく申し上げます。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員

・・・

議長 ご意見、ご質問はないようですので、議案第5号について、佐藤日出男委員の辞任を認めるということでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、辞任を許可することと致します。
なお、欠員補充につきましては、先程事務局から説明があったように、すでに現在の担当に了解いただいているとのことですので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に報告事項に入ります。

報告第1号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第1号(P9～P10)を説明する。

〔農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について〕

〔農地中間管理事業の決定に係る事情聴取について〕

〔農用地利用集積計画の決定に係る事情聴取について〕

農地法第3条の規定による許可申請の決定に係る事情聴取について、4月にご審議いただきました新規農家3件の事情聴取を、5月6日に実施していただきました。当日は、1番はご本人、2番3番はご本人及びその父、4番から6番はご本人が来庁され、担当委員より、営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、同日付にて許可書を交付しております。

次に、農地中間管理事業の決定に係る事情聴取につきましては、代表理事ほか1名が来庁され、また、農用地利用集積計画の決定に係る事情聴取につきましては、借人の父が来庁され、担当委員より、営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、同日付けで農業委員会の決定を市農政総務課へ通知しております。その後告示され、農地中間管理事業については6月1日より、農用地利用集積計画については5月15日より利用権が設定されております。

議長 有り難うございます。この事情聴取の概要報告を、宮下委員からお願いします。

宮下委員 3条許可の1番の案件ですが、現場を見てきたのですが、窪地でかなり草が生い茂り、田や畑と言いかねる状態でした。これを農地に戻すにはかなり時間がかかるのではないかと感じました。事情聴取の際にも、かなり困難ではないか、と話しましたが、本人からなんとか頑張って農業をやっていきたい、との発言があり、誓約書の提出もありましたので、経過を見守る必要はあろうけれども、農業に対する意欲は伺えたものとして、これは許可といたしました。

その他の案件については、特に問題はありませんでした。

議長 はい、報告ありがとうございます。

中間管理事業のうすきの里営農組合の案件は0㎡から一気に102,408㎡となっておりますが、この方々はもともと農家の方々でいらっしやいまして、これまで継続して農業をされてきた方ですけれども、この度新たに法人として申請されましたので、営農経験豊富なベテランではありますけれども、ゼロスタートとして確認を取らせていただいた、ということでございます。今後さらに耕作面積を増やしていただいて、地域の農地を支えていただきたいと思います、と申し上げました。

次に、報告第2号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号(P11~P12)を説明する。
〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、4月8日から5月2日の間に受け付けたもの、8件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長

有り難うございます。
お目通しをお願いします。ご意見ご質問等ありますか。

各委員

.....

議長

特にないようですので、確認といたします。
次に、報告第3号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第3号(P13~P18)を説明する。
〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、4月8日から5月2日の間に受け付けたもの33件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

ここで、農地法の規則改正に伴う、農地法第5条転用届出の添付書類の変更について説明させていただきます。開発許可を受ける必要がある場合において、これまでは開発許可書の写しの添付が義務付けられておりましたが、3月31日付で規則改正がなされ、添付が不要となりました。このため、今後は資料の「備考」に「開発許可済」の表記はいたさないこととします。なお、農地転用届出に添付が不要となっただけで、開発許可等に係る手続きは必要であることに変わりありません。

議長

有り難うございます。
案件の数が多いため、少し時間を取りまして、お目通しをお願いします。

各委員

.....

議長

お目通し頂けましたでしょうか。
それでは、何かご質問あるいは追加報告等ございませんか。

岡本委員

11番ですが、それぞれ小さな面積の4筆の転用ですが、これは姫路バイパスとその側道に農地を取られ残った部分でして、処分に困るような農地だったのですが、この度利用先が見つかって、所有者は大変喜んでおりました。

議長

ありがとうございます。
20番の案件ですが、3月に提出されたものが取り消され再提出となっておりますが、その理由は、わかりますか。

事務局

これは、当初は受人が1名だったものを、共有名義にしたいとのことで、再提出となったものです。

議長

説明、ありがとうございます。
ほかになにか、ございますか。

各委員

……。

議長

それでは、報告第3号について確認することでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、確認いたします。
次に報告第4号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第4号（P19～P22）を説明する。
〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、この度は、賃貸借契約の解約の通知が13件、使用貸借契約の解約の通知が11件ございました。利用権に該当するものは11件で、うち、農地中間管理事業に該当するものは1件です。賃貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、「離作料金の支払い」が1番2番9番である外はいずれも「無償」となっております。

以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。

議長

有り難うございます。
なにか、ご質問等ございませんか。

各委員

……。

議長

特にないようですね。
次に報告第5号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第5号（P23からP24）を説明する。
〔県許可案件の許可状況について〕

県許可案件の許可状況について、4月は13件に許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。

議長

報告、有り難うございます。
次に報告第6号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第6号（P25）を説明する。
〔令和5年度農林関係税制改正に関する要望について〕

令和5年度農林関係税制改正に関する要望についてでございます。
ひょうご農林機構から農業に関する税制改正について、要望調査があり、委員に意見の提出をお願いしていたもので、お手元にお配りしています「令和5年度農林関係税制に関する要望」のとおり、認定農業者、認定新規就農者に貸し付けしている市街化区域内農地にかかる固定資産税の特例措置について、意見がありましたので、当意見をひょうご農林機構に報告するものです。

以上でございます。

議長

有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見等ございませんか。

各委員

……。

議 長

それでは、報告第6号について、承認することよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、承認いたします。
それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

(午後2時45分 終了)

議事録署名委員

(議長)

岸本 英夫

(署名委員)

三木 輝男

(署名委員)

田中 博
